



住宅

入居募集

入居資格
 ・雄武町内に住所を有する人または有することになる人
 ・町税などに滞納がないこと
 ・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと
 ※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与（所得控除後）の金額、自営業者は1年間の事業所得（必要経費の控除後）から、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。

※裁量世帯とは、高齢者世帯（60歳以上）、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者（障がいの程度による）がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯（小学生以下の児童がいる場合も可）などです。
申込方法
 ・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
 ・平成31年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は、当該市町村で発行される市町村民税課税証明書または所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものおよび、納税証明書を合わせて提出してください。
 ・申し込みの際は、マイナンバー

カードまたは通知カードを持参してください。
選考方法
 ・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。
 ※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<http://www.town.oumu.hokkaido.jp/>
 ※住宅使用料の支払いには、便利な口座振替が利用できます。
募集締切
新規募集住宅 令和2年1月15日(水)
継続募集住宅 随時受付
 ※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
間接財管理課管財係

新規募集



継続募集



	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	緑町	1LDK	平成21年	1	14,100円 ~ 32,400円	可
	沢木	2LDK	平成23年	1	18,600円 ~ 42,700円	可
継続	旭日	3LDK	平成11年	1	23,600円 ~ 54,300円	不可
	宮下	3LDK	昭和59・60年	3	13,400円 ~ 25,100円	不可
	末広一区	3DK	昭和52年	1	9,100円 ~ 15,900円	可
	新町	2LDK	平成元年	1	12,400円 ~ 28,500円	可
	潮見	3LDK	昭和61・62・63年	3	17,400円 ~ 45,400円	不可
	魚田	3DK	昭和53年	2	9,100円 ~ 17,800円	可
	幌内	3LDK	昭和51年	2	7,800円 ~ 14,400円	可



資格

排水設備工事責任技術者資格登録更新

排水設備工事責任技術者資格登録の有効期間は5年間であり、資格登録者は5年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内および申込書等を後日郵送します。定められた期間内に手続きを行ってください。
 なお、住所等が変更になっている対象者は、更新案内が届かない場合があります。

更新対象者 平成26年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した人または資格登録更新手続きを行った人で、資格登録期間が令和2年3月31日で満了する資格登録者
受付日時 令和2年1月9日(木) ~ 16

日(木) 9時 ~ 12時、13時 ~ 15時30分
 ※土日・祝日を除く
更新方法 手続き終了後、更新用テキストを配布します。
手数料 7千円
 ※更新手数料(テキスト代込)および資格認定証交付等手数料として
間接建設水道課下水道係

Information

介護保険要介護認定高齢者に係る

障害者控除 おむつ代の医療費控除

介護保険制度で要介護認定を受けている高齢者などが、所得税や住民税の申告の際に、税の控除を受けるための認定書、証明書を申請により発行します。

障害者控除対象認定書

障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けていない場合でも、雄武町で要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で、次の対象者には認定書を発行します。

●対象者

障害者控除

- ・65歳以上で要介護者
- ・要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度AもしくはBランクに該当または認知症高齢者等日常自立度IVランクに該当する人

特別障害者控除

- ・65歳以上で要介護者
- ・要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度Cランクに該当または認知症高齢者等日常自立度Mランクに該当する人

●控除額

障害者控除	所得税	27万円	住民税	26万円
特別障害者控除	所得税	40万円	住民税	30万円

おむつ代の医療費控除証明書

要介護認定を受けている人で、町が発行するおむつ代の医療費控除証明書により、医師による治療を受けるため必要な費用であることが明らかにされたものについては、医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除証明書は、医師が作成する「おむつ使用証明書」をお持ちの上、保険給付係で申請をしてください。また、この申請をするのが2年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」は不要となります。

●控除額

その年中に支払った医療費の総額から、保険金などで補てんされる金額を除き、さらに10万円または所得金額の5%のいずれか少ない額を差し引いた残りが医療費控除額となります。

問い合わせ

- 保健福祉課保険給付係（認定書・証明書の発行）
- 税財管理課課税係（税の控除）